

まん延防止等追加対策

（「経済支援対策（県独自の一時支給金の支給）」）

（「県民、事業者への呼びかけ」（抜粋）」）

令和3年5月15日決定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：令和3年5月31日（月）まで

経済支援対策（県独自の一時支援金の支給）

- （1）時短等の要請により、特に大きな影響を受ける事業者等に対し、国の月次支援金に先駆け、一時支援金を支給

【対象事業者】

- 協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者
 - ・終日、酒類の提供をとりやめた飲食店等の事業者
 - ・カラオケの利用自粛を行った店舗の事業者
- 酒類納入事業者（県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している、県内の事業者）
- タクシー事業者、自動車運転代行事業者

【支援金額】 1事業者あたり、一律10万円

- （2）感染拡大により、深刻な影響を受けている県内宿泊事業者に対し、国の月次支援金（上限：法人20万円、個人10万円）に先駆け、一時支援金を支給

【対象事業者】

- 旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている県内事業者

【支援金額】

- （1）小規模（定員 50人以下）： 40万円
- （2）中規模（定員200人以下）： 120万円
- （3）大規模（定員200人超）： 200万円

県民、事業者への呼びかけ（抜粋）

家庭、学校、職場で感染が急拡大していることから、以下の点について、広く県民、事業者に対して徹底する。

- 発熱等体調不良の方は、本人の全ての行動（出勤、通学）をストップするよう職場、学校、家族で徹底。併せて、その職場、学校、家族においても本人以外の関係者の健康状態を確認

- 法第24条第9項に基づき、全ての事業者に対し、以下の内容を徹底するよう要請
 - ・ 密集を避けるための施設の入場者の整理
 - ・ 入場する者に対するマスクの着用の徹底
 - ・ 感染防止対策をしない者の入場の禁止
 - ・ 飛沫感染防止対策の徹底又は利用者の適切な距離確保